

後期高齢者医療保険料「均等割9割軽減」の皆さんへ

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていたかたは、今年度8割軽減に変わります。医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合は10月から反映されます。

(例)年金収入80万円以下のかた

	平成30年度	令和元年度
均等割額	41,700円	
均等割軽減割合	9割	8割
軽減後の保険料	4,170円	8,340円

軽減特例は、後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として講じられてきましたが、年金生活者支援給付金の支給と合わせて、今年度以降から段階的に軽減特例措置が元に戻されることとなりました。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

お口の健康から全身の健康へ

後期高齢者医療広域連合では、前年度中に75歳になった被保険者を対象として、健康長寿歯科健診を実施します。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。

【対象者】 昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までに生まれたかたで、後期高齢者医療被保険者証をお持ちのかた

【実施期間】 令和元年7月1日～令和2年1月31日

【その他】 申込み手続きなどの詳細は、6月下旬に対象者へ送付する受診案内をご覧ください。

問合せ 後期高齢者医療広域連合給付課 ☎048-833-3130

国民年金の加入手続きはお済みですか

日本に住む厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金へ加入しなければいけません。届出は加入するときだけではなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

届出がなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もあります。

届出が必要なとき	異動の内容	届出先
20歳になったとき (厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者となります	町民生活課 保険年金担当 (窓口②)
退職したとき (60歳未満のかたで厚生年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります (第3号被保険者に該当する場合を除く)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者となります	

【第1号被保険者】 自営業、学生など

【第2号被保険者】 厚生年金保険や共済組合の加入者

【第3号被保険者】 第2号被保険者に扶養されている配偶者
(20歳以上60歳未満)

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232
秩父年金事務所 ☎27-6560